

天理市告示第124号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、大和都市計画用途地域を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年5月9日

天理市長 並河 健

1. 都市計画の種類及び名称並びに都市計画を変更する土地の区域

種類及び名称	都市計画を変更する土地の区域
大和都市計画用途地域	天理市櫟本町及び石上町の各一部

2. 都市計画の案の縦覧場所

天理市建設部都市整備課